給与支払報告書のeLTAX(エルタックス)による提出について

本市の税務行政については、日頃よりご理解、ご協力を賜り、誠に有難うございます。

本市では毎年1月31日までにご提出いただいている給与支払報告書について、 eLTAXによる提出を推進しています。

令和3年1月1日以降にご提出いただく給与支払報告書については、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上の場合、eLT AXまたは光ディスク等により提出することが義務付けられました。

給与支払報告書のご提出にあたっては、是非、eLTAXの利用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、eLTAXの利用開始に関する手続等についてはeLTAXのポータルサイトを ご覧いただくか、電話でのお問い合わせが可能なヘルプデスクへお問い合わせくだ さい。

◆eLTAX(エルタックス)に関するお問い合わせ先

eLTAXホームページ:https://www.eltax.lta.go.jp/

なお、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAXホームページの「よくあるご質問」: https://eltax.custhelp.com/



給与支払報告書のeLTAX等による提出義務基準については、令和3年(2021年)1月に提出していただく分から、「前々年における税務署に提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が100枚以上(改正前:1,000枚以上)」に拡大されました。

この機会に是非、eLTAXの導入をご検討ください!!

eLTAXはこんなに便利

郵送費・紙代がいらない!

電子データを電送するので、郵送費や 紙代がかからず、郵送物の紛失も防げます。

市町村ごとに区別不要!

郵送では市町村ごとに報告書を分けて送る必要がありますが、eLTAXなら自動的に振り分けられ、すべての自治体に一括で提出可能です。

ミスが予防できる!

データで管理することによって、記入誤り等のリスクの軽減が望めます。

源泉徴収票もまとめて提出!

市役所に送る給与支払報告書だけでは なく、税務署に提出しなければならない 源泉徴収票もまとめて提出できます。

税額通知を早く確認可能!

受取方法を「電子データ」で希望された場合、5月中旬ごろに送られる税額通知の内容を発送日当日から確認できます。 郵送物の到着を待つ手間がありません。





eLTAX導入についてのお問い合わせは、 下記の地方税共同機構へお願いします。

上下地方税共同機構 LOCAL TAX AGENCY 電話 (ヘルプデスク) 0570-081459